

## 土佐清水市防災士養成事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、土佐清水市補助金交付規則（平成22年3月30日規則第11号）の規定に基づき、土佐清水市防災士養成事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 市は、地域における防災力の向上の担い手となる人材を育成及び確保することにより、災害に強いまちづくりを推進するため、防災士の資格の取得に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### (定義)

第3条 この要綱において「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「防災士機構」という。）から防災士として認証登録を受けた者をいう。

2 この要綱において、「養成講座」とは、高知県が開催する防災士養成講座をいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する者であって、次の各号に該当する者とする。

- (1) 防災士の資格取得後、地域の防災活動の中心となり、積極的に活動する意志のある者
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 上記(1)、(2)を満たした日本防災士機構の定める各特例の対象となる者（以下「特例対象者」という。）

### (補助対象経費及び補助額)

第5条 補助金の交付対象となる経費及び額は、次の表のとおりとする。

補助金の交付対象となる経費	補助金の額
防災士資格取得試験受験料	3,000円
防災士認証登録申請手数料	5,000円
教本代（特例対象者）	3,500円

### (補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付の決定を受けた年度内に防災士の資格を取得し、防災士機構の認証登録を受けなければならない。

2 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

### (補助金の交付申請)

第7条 申請者は、養成講座受講日の5日前までに補助金交付申請書（別記第1号様式）に、養成講座の受講決定通知の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 養成講座受講の申し込み、又は特例対象者の日本防災士機構への申請については、申請者が別途行うこと。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の決定をしたときは、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた者は、事業終了後に速やかに補助金実績報告書（別記第3号様式）に第5条に規定する補助対象経費の支払いを証明する書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 防災士資格取得試験に不合格となった者は、実績報告を行った後においても、資格取得に努めなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、内容が適当と認めた場合は、補助金額確定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の規定による補助金の額確定通知を受けた者は、補助金交付請求書（別記第5号様式）により、市長に補助金を請求するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。